



非常変災時(地震・風水害等による災害等の緊急事態の時)は、午前5時30分の段階で岐阜地方気象台の情報を基に下記のような対応とします。
なお、こうした情報のみならず、危険を感じた場合は安易に登校しないなど、自らの命は自ら守ることを原則とした対応をお願いします。

＜休校となる場合の判断基準＞

朝5時30分の段階で、以下の警報が発表されている場合、又は学校から「休校（臨時休業）」の指示があった場合。

1	特別警報	* <u>警戒レベル5（氾濫特別警報・大雨特別警報・土砂災害特別警報）</u>のうち、いずれか1つ以上の発表で「休校」とする。 * 暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のうち、いずれか1つ以上の発表で「休校」とする。
2	その他	* 台風の接近等、今後の状況が悪化することが明確な場合。（<u>教育委員会が主に判断</u>） * 地域の実情において、<u>土砂災害</u>の恐れや河川の状況、交通網・<u>電力</u>の遮断など、地域の状況により<u>休校</u>が適切と教育委員会や校長が判断した場合。

＜自宅待機となる場合の判断基準＞

朝5時30分の段階で、以下の警報が発表されている場合、又は学校から「自宅待機」の指示があった場合。

1	警報、危険警報	* <u>警戒レベル3（氾濫警報・大雨警報・土砂災害警報）</u>または<u>警戒レベル4（氾濫危険警報・大雨危険警報・土砂災害危険警報）</u>のうち、いずれか1つ以上の発表で「自宅待機」とする。 * 暴風警報、暴風雪警報のうち、いずれか1つ以上の発表で「自宅待機」とする。
2	通学前に学校施設や通学路等の <u>安全確認が必要な場合</u>	* 河川や土砂崩れ等の状況、及び学校施設（<u>停電を含む</u>）や通学路の安全確認が必要と教育委員会や校長が判断した場合。 * 学校所在地域に、<u>震度4以上の地震</u>が発生し、学校施設や通学路の安全確認が必要な場合。
3	その他	* <u>雷注意報、局地的な豪雨</u>等、通常の時間に授業が実施できない可能性があるため、教育委員会や校長が判断した場合。 * 大雪警報については、教育委員会と校長会との確認により「自宅待機」を判断する。 * <u>警戒レベル2（氾濫注意報・大雨注意報・土砂災害注意報）が発表された場合であっても、警戒レベル3以上の発表が見込まれ、教育委員会や校長が判断した場合。</u>

＜備考＞

- ① いずれの場合も、各学校から保護者宛にメール（すぐーる）等でお知らせをします。
- ② 午前5時30分の時点で全市的に「自宅待機」となる警報発令の後、午前11時までの時点で登校が可能と判断された場合は、午後から授業となります。学校から、登校時刻を知らせるメール（すぐーる）等が入りますので、家で昼食を食べてからの登校となります。午前11時の時点で登校が困難と判断された場合は、学校から休校（臨時休業）をお知らせするメール（すぐーる）が入ります。
- ③ 全市的に自宅待機とはならない場合でも、地域の状況によって通学路や施設の安全確認の為、数時間遅らせての始業もあります。その場合は、学校より登校再開時刻や給食の有無についてメール（すぐーる）でお知らせしますので指示に沿って対応をお願いします。
- ④ 予め、全市一斉の休校等が決定している場合は、「メール（すぐーる）・HitsFM・（防災ラジオ）」でも広報に努めます。
- ⑤ 学校に登校している状況で、警戒レベル3以上が発令された場合、こどもの安全を第一に考え、雨雲レーダー等による降雨状況を確認しながら、教職員による見守り下校または引き渡しによる下校を行います。下校することが危険と判断した場合は、学校に待機する場合があります。下校する場合は、学校から、下校方法や下校時刻等をお知らせするメール（すぐーる）が入ります。
- ⑥ 土日祝日、長期休業中の地域クラブも、原則この基準で活動を自粛します。（避難所開設されている体育館等は、原則使用できません。）
- ⑦ 非常時の早下校や休校（臨時休業日）となる場合は「放課後児童クラブ」も開設されません。